

判例研究

別除権協定における解除条件に関する合意の内容 (最〔1小〕判平成26年6月5日民集68巻5号403頁)

河野正憲

【判示事項】

再生債務者と別除権者との間で締結された別除権の行使等に関する協定における同協定の解除条件に関する合意が、再生債務者がその再生計画の履行完了前に破産手続廃止の決定を経ずに破産手続開始の決定を受けた時から同協定が効力を失う旨の内容をも含むものとされた事例

【判決要旨】

別除権の行使等に関する協定（別除権の目的である不動産につきその被担保債権の額よりも減額された受戻しの価格を定めて再生債務者が別除権者に対しこれを分割弁済することとし、再生債務者がその分割弁済を完了したときは別除権者の担保権が消滅する旨を再生債務者と別除権者との間で定めたもの）中にある再生手続廃止の決定がなされること等を同協定の解除条件とする旨の合意は、再生計画の履行完了前に再生手続廃止の決定を経ずに破産手続開始の決定がされることが解除条件として明記されていなくても、これを解除条件から除外する趣旨であると解すべき事情がうかがわれないなど判示の事情の下では、再生債務者が上記破産手続開始の決定を受けた時から同協定はその効力を失う旨の内容をも含むものと解すべきである。

平成26年6月5日第一小法廷判決（平成24年（受880～882号）配当異議事件）破棄自判 民集68巻5号403頁

原原審：松山地方裁判所平成23年3月1日判決

原審：高松高等裁判所平成24年1月20日判決

【事実関係】

本件は、破産会社 A の破産管財人 X（被上告人、控訴人、原告）から Y1、Y2、Y3（以下「Yら」という。被上告人、被控訴人、被告）に対して配当異議の訴えが提起され、その請求が棄却されたので X が控訴をし、控訴が容れられて第一審判決が取り消され、変更されたのに対して Y らから上告受理申立がなされた事件である。

本件の事実関係は次のとおりである。

A（訴外）は、平成 14 年 3 月に再生手続の開始決定を受けた。その当時、A が所有する本件各不動産には本件各別除権者を権利者とする抵当権又は根抵当権（以下「本件各担保権」という）が設定されており、本件各別除権者は、A に対して本件各担保権の被担保債権を有していた。

A は、民事再生手続が係属中の平成 14 年 9 月から 10 月にかけて、本件各別除権者との間で次のような条項を含む協定書（以下「本件別除権協定書」という）をそれぞれ取り交わして、本件各別除権協定を締結した。

ア A と本件各別除権者は、本件各別除権者の担保権の内容を変更した結果、上記担保債権の額よりも減額された本件各受戻価額が被担保債権の額であることを確認する。

イ A は、本件各別除権者に対し、本件各受戻価格の額を平成 14 年から分割弁済する（分割弁済する期間は、早いものでは平成 19 年まで、遅いものでは平成 27 年までであった。）

ウ A は、事業を継続するため本件各不動産を使用することができるが、上記イの分割弁済を 2 回以上怠ったとき等には、本件各不動産を明け渡し、本件各別除権者が本件各別除権を行使することに異議を述べない。

エ A と本件各別除権者は、A が上記イの分割弁済を完了したときは、本件各担保権が消滅することを確認する。

オ A と本件各別除権者は、別除権予定不足額（別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額（民事再生法 94 条 2 項）をいう。）を本件各本件各別除権協定書記載の金額とする。

カ 本件各別除権協定は、再生計画認可の決定の効力が発生しないことが確定すること、再生計画不認可の決定が確定すること又は再生手続

廃止の決定がされることを解除条件とする（以下、この条項を「本件解除条件条項」という。）。

平成 14 年 9 月、A の再生事件において、再生債権の 8% を同年から平成 24 年までに一括又は分割して支払う旨の再生計画案が可決されて再生計画認可の決定がされ、その後同決定は確定した。平成 17 年 10 月には再生計画認可の決定が確定して 3 年を経過したとして、再生手続終結の決定がなされた。

A は、再生計画及び本件各別除権協定に基づく弁済をし続けていたが、それらの履行完了前に、同社の取締役が破産手続開始の申立てをしたことで、平成 20 年 1 月、破産手続開始の決定（以下「本件破産手続開始決定」という。）を受け、その破産管財人として X が選任された。

Y1 は、本件各不動産の担保不動産競売の申立てをし、平成 20 年 10 月、その開始決定がされた。

本件配当表に記載された本件各担保権に係る配当実施額はいずれも、本件各別除権協定によって定められた本件各不動産の本件各受戻額から再生計画及び本件各別除権協定に基づく弁済額を控除した額を超えるものであった。

X は、平成 21 年 9 月、上記競売事件の配当期日において、本件配当表のうち上記の超過部分につき異議の申出をし、その後本件配当表のうち上記超過部分の取消しを求めて本件訴えを提起した。

原審は、本件各別除権協定は、本件破産手続開始決定により失効し、本件各担保権の被担保債権の実体法的減額の効果も失われた（原状に復した）として X の請求を棄却した。X 控訴。原審は、X の請求を認容して、原審判決を取り消し、平成 21 年 9 月作成の配当表の超過部分を取り消した。その理由は、本件解除条件条項は、再生計画認可の決定の効力が生じないことが確定すること、再生計画不認可の決定が確定すること又は再生手続廃止の決定がされることを本件各別除権協定の解除条件とするものであるところ、本件破産手続開始決定はそのいずれにも該当しないから本件各別除権協定は失効していない、とするものであった。

Y ら上告受理申立。理由は、民事再生法 190 条により、別除権協定によって変更された被担保債権も破産手続開始決定により、原状（別除権協定締結前の被担保債権額）に復する結果、別除権対象不動産の競売事件におい

ては、別除権者は受戻額に限定されることなく配当を受領する権限を有する、というにある。

【判決理由】

「4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 前記事実関係によれば、本件各別除権協定書には、本件各別除権協定の解除条件として、再生計画認可の決定の効力が生じないことが確定すること、再生計画不認可の決定が確定すること又は再生計画廃止の決定がされるという記載（本件解除条件条項）がある一方で、その再生計画の履行完了前に再生手続廃止の決定を経ずに破産手続開始の決定がされることは明記されていない。しかし、本件各別除権協定の内容からすれば、本件各別除権協定は、再生債務者である A につき民事再生法の規定に従った再生計画の遂行を通じてその事業の再生が図られることを前提として、その実現を可能とするために締結されたものであることが明らかであり、そのため、再生計画の遂行を通じて事業の再生が図られるという前提が失われたというべき事由が生じたことを本件解除条件条項により解除条件としてとしているのである。本件のように、再生計画認可の決定が確定した後3年を経過して再生手続終結の決定がされたが、その再生計画の履行完了前に破産手続開始の決定がされる場合は、もはや再生計画が遂行される見込みがなくなり上記の前提が失われた点において、再生手続廃止の結締がされてこれに伴い職権による破産手続開始の決定がされる場合（民事再生法 194 条、250 条 1 項参照）と異なるものではないといえる。また、本件各別除権協定の締結に際し、本件のように再生計画の履行完了前に再生手続廃止の結締を経ずに破産手続開始の決定がされた場合をあえて解除条件から除外する趣旨で、この場合を解除条件として本件解除条件条項中に明記しなかったものと解すべき事情もうかがわれない。

そうすると、本件解除条件条項に係る合意は、契約当事者の意思を合理的に解釈すれば、A がその再生計画の履行完了前に再生手続廃止の結締を経ずに破産手続開始の決定を受けた時から本件各別除権協定はその効力を失う旨の内容をも含むものと解するのが相当である。

(2) Aはその再生計画の履行完了前に再生手続廃止の決定を経ずに本件破産手続開始決定を受けたものであるから、本件各別除権協定は、本件破産手続開始決定時から、本件解除条件条項によりその効力を失ったというべきである。そして、その結果、本件各担保権の被担保債権の額は本件各別除権協定の締結前の額から前記2(4)の弁済額〔再生計画及び別除権協定に基き弁済した額〕を控除した額になり、本件配当表に記載された配当実施額はいずれもこれを超えないから、Yらは配当を受け得る地位にあるといえる。

5 以上と異なり、Xの請求を認容した原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明白な法令の違反がある。論旨は上記の趣旨をいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、以上説示したところによれば、Xの請求には理由がなく、これを棄却した第1審判決は正当であるから、Xの控訴を棄却すべきである。」

【研究】

1 本件は、民事再生手続において今日一般に行われている、いわゆる「別除権協定」の解釈につき最高裁が極めて重要な判断を示したものであり注目される。倒産手続において物的担保権をどのように取り扱うべきかは極めて大きな問題である。破産法が別除権として処遇している（破2条1項9号、65条）のに対して会社更生法はこれを更生担保権として手続内での行使を定めている（会更2条1項10号、）。しかし、民事再生手続では、債務者の再生を目的としながら破産法と同じく物的担保権を別除権として処遇している（民再53条）点で極めて特徴的である。

民事再生手続は債務者の責任財産による清算ではなく、その再生を手続目的とする（民再1条）から、債務者の再生に必要な資産に担保権が設定されている場合、それが再生に不可欠の財産であれば、無条件にこの担保権が実行・競売されてしまうと、債務者の経済的再生はおおよそ不可能となる。そこでこのようなアポリアを回避する目的で今日実務上広く行われている方法が、〈別除権協定〉である。再生債務者（その管財人）と各物的担保権者との間で、「協定」（契約）の形で、その担保権行使を思いとどまり、併せて被担保債権についてもその額の修正や履行方法の調整（分割

弁済)等が行われるが、それと共に債務不履行の場合に備えてこの協定の解除条件を定めるのが一般である。本件では、この解除条項の解釈が問題となった。

本件協定の解除条項としては、①再生計画認可の決定の効力が発生しないことが確定すること、②再生計画不認可の決定が確定すること、又は③再生手続廃止の決定がされることを明文で定めていた。しかし、本件はこのような事前に想定された場合とは異なって、民事再生計画認可決定が確定した後3年を経過し再生手続終結決定がなされた後にも別除権協定に基づく弁済がなされていたところ、その完済前にAの業績悪化により破産手続が開始したケースであった。このような事態は上記解除条項に記載されたいずれの規定にも該当しないことから、解除の効力が争われた。

原審は、解除条項に該当しないことを理由に解除の効果を否定し、別除権協定で定められた被担保債権額(受戻額)は効力を失わず、後続した破産手続における別除権行使による別除権者の配当受領権限はこの受戻額を限度とするというのであった。これに対して最高裁は、本件別除権協定は解除されたと判断した。最高裁は、本件各別除権協定の内容の解釈につき、「本件各別除権協定は、再生債務者であるAにつき民事再生法の規定に従った再生計画の遂行を通じてその事業の再生が図られることを前提として、その実現を可能とするために締結されたものであることが明らかであり、そのため、再生計画の遂行を通じて事業の再生が図られるという前提が失われたというべき事由が生じたことを本件解除条件条項により解除条件としてとしているのである。」とし、「契約当事者の意思を合理的に解釈すれば、Aがその再生計画の履行完了前に再生手続廃止の決定を経ずに破産手続開始の決定を受けた時から本件各別除権協定はその効力を失う旨の内容をも含む」と結論づけた。解除権条項に明文規定がない事案の取り扱いを巡る〈契約条項の解釈〉につき、原審と最高裁とは全く別の結論に至った。両者では、契約条項の解釈の方法が大きく異なっている。

2. (1) 民事再生法は、物的担保権につきそれを〈別除権〉として取扱う旨を定めており(民再53条1項)、この別除権は再生手続によらないで行使することができる(民再同条2項)。このような取扱いは、形式上は破産法の規律(破65条)を踏襲したものである。もっとも、民事再生手

続における担保権の取扱いは別除権としての取扱いを前提としつつ、破産手続と同一ではない。民事再生手続と破産手続とでは手続目的が異なる。破産法が債務者（破産者）の全責任財産を換価し破産債権者の債権の弁済に充ててその財産関係の＜清算＞を図ることを主要目的とする（破1条）のに対して、民事再生法は、最終的に再生債務者の事業または経済活動の継続・再生を目的とする（民再1条）。従って、債務者の主要財産に物的担保権が設定されていることが普通の事業者倒産の事件で、担保権者の別除権実行が無制限に可能だとすれば、民事再生手続の遂行上再生の可能性は大きく棄損されることになる。その意味で民事再生手続における担保権の処遇は、この手続の成否を左右する極めて大きな意味を持つといわなければならない。民事再生手続における担保権の取り扱いのなかで、民事再生手続がもつアポリアを解決する方法としては、担保権消滅請求制度が導入された。しかし、この制度にも多額の資金を要する等実際上の制約がありその実効性は限定されていた。そこで、これらの現行制定法上の問題点を克服するために、明文規定は存在しないが、実務上契約自由原則を基礎にこの立法の不備を補完するために生み出され、定着しているのが＜別除権協定＞である。本件は、この別除権協定の条項の解釈が問題となった。個別の契約条項として明文で合意された事項の他に、合意で予定されていなかった事案についての解釈問題であり、この点に関する問題の解明には、その前提として、再生手続上の担保権の取り扱いとその問題点を明らかにする必要がある。

(2) 民事再生手続において債務者の財産に設定されている物的担保権について、それが手続上＜別除権＞とされたこと、またその趣旨が破産手続と同一ではない点、特に担保権消滅請求制度の創設の意義を確認しておこう。

民事再生手続は債務者の再建を目的とする。そこで、担保権の取り扱いを会社更生手続と同様に、手続内に担保権の行使手続を取り込んで手続上の処遇を図るとすれば、会社更生手続が示すように、担保権の評価や確定、権利行使のための組み分け等の複雑な手続を必要とする。しかし、会社更生手続が大規模株式会社を規律対象とすることから複雑な手続を定めることが許されるのに対して、民事再生手続は、自然人や法人一般を含む全ての債務者を規律対象として設けられた倒産者の再建のための汎用手続であ

る。そこで、民事再生手続一般について、このような複雑な手続を必置とすることは、その手続が重装備となり、立法政策上も問題があった。そのために、民事再生手続は手続構造の簡素化のため、原則として担保付債権には、一般の優先権を有する債権と同様、手続上の制約を及ぼしていない（この点に関する立法担当者の指摘として、深山卓也＝花村良一＝筒井健夫＝菅家忠行＝坂本三郎『一問一答・民事再生法』（商事法務研究会・2000）14頁（Q4）、また、園尾隆司＝小林秀之編『条解民事再生法〔第3版〕』（弘文堂・2013）278頁〔山本浩美筆〕）。また、その必要性についても、債務者の被担保物件全部について担保権の実行を一律に禁止し、その行使を手続に取り込む必要もないといえる。債務者の再生に必ずしも必要不可欠でない物件は、むしろ担保権の実行により債務整理のために処分することも必要であり、それ自体は合理的な処理であるといえる。民事再生法はこのような考慮の下に、担保権については別除権としての取扱い（もっとも財団を構成しない再生債務者の責任財産について破産法と同じ「別除権」概念を用いる必要性は問題となりうる。その現行法上の意味については、後述3(1)を基本とし、別除権付債権については再生手続によらないで行使することができることを定めるとともに、それによって回収することのできない部分については再生債権として再生手続での行使を認めている（予定不足額。民再88条）。

他方で、再生目的を達成するために不可欠の物件については、担保権実行を阻止することの可能性についても配慮し、担保権の実行手続の中止命令の制度（民再31条）及び担保権消滅請求制度（民再148条）を新設した。もっとも、前者は、再生手続の開始によって、担保権者がその実行を強行することを阻止するために、「再生債権者の一般の利益に適合し、かつ競売申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるとき」に限り、また「相当の期間を定めて」担保権の実行の中止を命じることができると定める。したがって、これは暫定的な中止命令に過ぎず、その間に担保権の実行を阻止するための具体的な対応が必要となる。再生法が定める対抗手段としての手続が＜担保権消滅請求＞であった（この制度を新設する際の、特に抵当権の実行手続に対する対抗手段等との関係につき、園尾隆司＝小林秀之編『前掲書』793頁以下〔小林秀之筆〕）。

(3) 担保権消滅請求手続は、債務者の財産に担保権が設定されている

場合において、再生債務者等（民再2条2号）は、①「当該財産が、再生債務者の事業の継続に欠くことのできないもの」である場合に限り、②「当該財産の価値に相当する金銭を裁判所に納付して」、③裁判所に対して、「当該財産につき存するすべての担保権を消滅させることについての許可の申立」をすることができることとした（民再148条1項）。

この手続は、従来の一一般的な担保物受戻手続に類似するが、決定的な違いもある。倒産手続外での担保物の受戻しでは、担保物件の価額に相当する代金を支払っても、〈担保権不可分の原則〉及び〈順位上昇の原則〉により、被担保債権額が目的物権の価値を超えていれば、被担保債権全額の弁済をしない限り、担保権を消滅させることができないのが原則であった。これに対して、破産手続における別除権行使においては、被担保物件の売却価額を限度として別除権が行使されるに過ぎず、これを超えた部分は一般破産債権として予定不足額の届出がなされる（破108条1項）。民事再生手続でもこの点は同様であり、予定不足額については民事再生手続での手続参加が予定されている（民再88条）。いずれの場合においても、目的物の価額を超えた部分について担保権不可分の原則による超過部分に関する担保権行使は認められていない。その結果、目的物の価値を超えた部分に関する後順位担保権者の順位上昇はあり得ず、担保権消滅の結果を甘受しなければならない。これを受けて、担保権消滅請求がなされた場合についても、「当該財産につき存するすべての担保権を消滅させること」ができることとされている（民再148条1項）。

この担保権消滅請求の制度においては、再生債務者等はその申立において「当該財産の価値に相当する金銭を裁判所に納付」することが必要である。申立において申立人は、申立書に担保権の目的である「財産の価額」を記載しなければならない。この価額は申立人が一方的に示した額であるが、これによって債権のうち担保権によってカバーされた部分が決定されるから極めて重要な意味を持つ。その合理性について手続上当然に審査することはせず、これを受けた担保権者の異議は、「価格決定の請求」によって行うこととした（民再149条1項）。このための費用は、価額決定の請求者の予納が必要であり（民再149条4項、5項）、この請求があったときは再生裁判所は評価人を選任して財産評価を命じる（民再150条1項）。評価の結果により、評価手続に要した費用についても、それが申出額を超

える場合は再生債務者の負担であるが、それを超えないときは価額決定の請求をした者の負担となる（民再151条1項）。

担保目的物の価額は担保の範囲を決定する上で極めて重要な機能を持つ。債務者が倒産した状態において、担保権を有する者の権利は、目的物権の有する価値の限度では優先権を保障された財産権であり（憲29条）、民事再生手続上も十分に保障されなければならない。担保権消滅請求制度は、再生手続において裁判所の許可のもとで、担保権の基礎となる目的物権の価額の評価について、当事者間の合意とそれが成立しなかった場合の目的物件評価手続とを組合わせた手続であり、担保物の受戻しに類するが、なお再生手続の目的実現に不可欠な強制的要素を取り入れた裁判手続であるといえる。担保権者の別除権行使に対して再生債務者等は、担保権の実行手続の中止命令（民再31条）と併せて、この担保権消滅請求によりその実行を阻止することが可能である。また担保権の及ぶ範囲についても、目的物件の評価について手続上負担の合理的な配分を行い、担保権者に一定の手続的及び費用に関する負担を課している点で、担保権者との間での担保権の範囲確定の合意を獲得するための牽制機能を有する。

(4) もっともこの担保権消滅請求制度は実際上それを行行使するにあたっては大きな制約を伴う。この請求を行うに際して再生債務者は、担保権を消滅させるために必要な資金を準備する必要があるからである。プレ・パッケージによるスポンサーが控えた場合等を除き、担保権を消滅させるのに必要な多額の資金を一時金として事前に準備することは、通常の再生事件ではかなり困難であり、このことが担保権消滅請求制度を実際に利用するのを極めて困難にしていた。このような状態を打開するために、実務上開発された手段が〈別除権協定〉であった。

3. (1) 民事再生手続において、再生に不可欠な財産について担保権が設定されていることが多いことから、その担保権の実行を阻止するために締結される〈別除権協定〉は、別除権を有する担保権者と再生債務者が締結する合意であり、担保権者に対して、担保権実行を留保し新たに合意された内容での被担保債権の分割弁済が完了した場合には担保権を消滅させる旨を主たる内容とする（別除権協定については、三上徹「別除権協定の諸問題－民事再生法の影の主役」商事法務研究会編『再生・再編事例集4・

事業再生の思想－主題と変奏』（商事法務・2005）37頁以下、松下淳一『民事再生法入門〔第2版〕』（有斐閣・2014）98頁、野村剛司『倒産法を知ろう』（青林書院・2015）128頁）。その基本は契約であり、その内容・効力は全て当事者間で締結された契約内容によって決定されることになるが、その機能は当該再生手続の成否を決定する極めて重要な手続構成部分であるといえる。

本来、民事再生手続では、手続開始決定があれば債務者に対する債権（再生債権）の弁済は別段の定めがある場合を除き禁止され（民再85条1項）、その行使には再生手続への参加が必要である（民再86条1項）。しかし担保権付債権については、担保権実行が別除権とされた（民再53条1項）ことからこの別除権は再生手続によらないで行使することができる（民再同条2項）。その結果、被担保物件の価額に相当する部分は、債務者の責任財産（破産手続ではこの財産は「破産財団」として目的財団の一部を構成するが、民事再生手続ではそのような債務弁済のために分別された目的財団は成立しない）からは分離されて専ら担保付債権の弁済に留保（別徐）されていると観念される。その結果、これに該当する目的物件の価額分については、再生手続による再生計画に基づく弁済の範囲外とされることから、これに関する受戻しとその代金の分割弁済の合意に相当する別除権協定も手続外で行うことができると考えられる（ただし、これを超えた債権部分の弁済は一般再生債権となり『予定不足額』として再生手続での参加が必要となる。民再88条1項）

(2) 別除権協定は明文規定がなく、その内容は専ら再生債務者等と各担保権者との間の個別的な協定（契約）によって決定されるから、具体的な契約条項が重要な意味を持つ。一般に別除権協定の内容は次のようなものとされている（そのモデルは、木内道祥監修『民事再生実践マニュアル』（青林書院・2010）【資料32】以下、351頁以下、また三上徹「前掲論文」40頁等参照）。

- ① 別除権付債権の確認。
- ② 目的物件について担保権が存在することの確認。
- ③ 担保物件の評価額
- ④ 別除権の受戻し
- ⑤ 不足額の認定

- ⑥ 担保権の不実行
- ⑦ 弁済が完了した場合の担保権の解除
- ⑧ 協定の解除に関する事項
- ⑨ 監督委員が選任されている場合はその同意を停止条件として効力が生じること

その他である。

このような規定内容は、民事再生手続の目的を達成するために必要な被担保物件について、その担保権行使を阻止するのに不可欠な事項を示すものであり、本件で合意された主な内容もまた大筋でこれに沿うものであった。これらのうち本件で特に問題となったのは⑧協定の解除に関する事項であり、本件協定での〈解除条項〉（前記【事実関係】囲み部分カ）では、(i)「本件各別除権協定は、再生計画認可の決定の効力が発生しないことが確定すること」、(ii)「再生計画不認可の決定が確定すること」又は、(iii)「再生手続廃止の決定がされること」を具体的に解除条件の事項として明示していた（前記モデル、木内道祥監修『前掲書』【資料32】もまたこの三項目を明示している）。

しかし、本件では、再生計画認可の決定が確定して3年を経過したとして再生手続終結の決定がなされ、さらに、債務者会社は、再生計画及び本件各別除権協定に基づく弁済をし続けていた。しかしそれらの履行完了前に、同社の取締役が破産手続開始の申立てをしたことで破産手続開始の決定を受けた事案であった。このような事案は解除条件として明示されていなかったことから、担保権者側からの解除が有効であるのかが問われた。

(3) 本件の解除条項の明文規律が存在しない事案について、契約としてこれをどのように解すべきかは、直接には契約条項の解釈問題である。特にこのような、契約条項に空白の事由に関する解釈問題は従来から〈契約の補充的解釈 (Ergänzende Auslegung des Vertrages)〉といわれた問題に属し、ドイツ民法学で論じられてきた。

この〈法律行為の補充的解釈〉は、通常法律行為（契約）の解釈作業とは異なった性質のものであるとされる。通常契約ないし法律行為の解釈が、契約当事者が実際に契約を締結するに際して望んだ事項の探求であるとされるのに対して、契約の補充的解釈は、その定義上、法律行為に関与した当事者が、実際には規律しなかった事例を問題とする点に特徴があ

るからである（この点につき、*Flume*, Allgemeiner Teil des Bürgerlichen Rechts, Zweiter Band, 3. Auflage, 1979, S. 321 ff.; *Henckel*, Die ergänzende Auslegung, AcP, 159 (1960) S. 106 ff.）。

この補充的解釈については、それが問題となるのは契約締結時にこの問題が全く存在しなかったか、当事者がこの規定を全く意識しなかったかあるいはそれを見落としたかであり、いずれにせよその問題を当事者が考慮しなかった場合であると言われる（Vgl. *Flume*, aaO. S.323）。契約締結時に、明確な契約条項を定めるにあたり問題となりうる具体的状況を想定しなかった結果、それに適切な条項を明示的に規律できない結果となった場合について当事者の主観的な意図は問題でない。むしろこれとは別に、より客観的な事情を考慮することによって、例えば仮定的な意思の探求などのより客観的な状況との整合的な解釈によりその規律の空白を補充する必要があるといえる。

（４）本件に立ち返れば、その別除権協定で定めた解除条項に本件で問題の具体的規律が定められていなかった事案についての取扱いが問題であった。本件原審は規律が存在しないという事実から直ちに、それが解除条項には該当せず、解除はできないと結論付けた。これに対して、最高裁は、明文の契約条項が存在しない場合についても、「契約当事者の意思を合理的に解釈」することによって、原審の判断とは反対に本件契約は解除されるべきだと結論付けた。ここでは、協定中の解除条項の空白を、当事者の仮定的な意思を指定して契約条項を補充したが、その手法はまさにこの〈契約の補充的解釈〉であったといえる。従って、そこで補充された事項の妥当性は、規律されるべき客観的事情との関連性・適合性によって決定すべきこととなる。

本件最高裁は、この点についての判断要素として次の点を挙げた。すなわち、①本件別除権協定の締結の目的が、再生債務者につき「民事再生法の規定に従った再生計画の遂行を通じてその事業の再生が図られることを前提として、その実現を可能とするために締結されたもの」であること、②「そのため、再生計画の遂行を通じて事業の再生が図られるという前提が失われたというべき事由が生じたことを本件解除条件条項により解除条件としてとしている」というのである。そしてこのような前提の下で、③「本件のように、再生計画認可の決定が確定した後３年を経過して再生手

続終結の決定がされたが、その再生計画の履行完了前に破産手続開始の決定がされる場合は、もはや再生計画が遂行される見込みがなくなり上記の前提が失われた点において、再生手続廃止の決定がされてこれに伴い職権による破産手続開始の決定がされる場合（民事再生法 194 条、250 条 1 項参照）と異なるものではない」と結論付けた。また、これらに加えてさらに、④「本件各別除権協定の締結に際し、本件のように再生計画の履行完了前に再生手続廃止の決定を経ずに破産手続開始の決定がされた場合をあえて解除条件から除外する趣旨で、この場合を解除条件として本件解除条件条項中に明記しなかったものと解すべき事情もうかがわれぬ」との判断をも付加した。本件条項で補充を要する内容は、「再生計画認可の決定が確定した後 3 年を経過して再生手続終結の決定がされたが、その再生計画の履行完了前に破産手続開始の決定がされた場合」の規律内容である。

4. (1) 本件解除条項が作成された際に具体的に念頭に置かれたのは、前に見たように、(i)再生計画認可の決定の効力が発生しないことが確定すること、(ii)再生計画不認可の決定が確定すること又は、(iii)再生手続廃止の決定がされることであった。これらはいずれも再生手続や再生計画が裁判所の裁判によって頓挫し、再生手続の目的が達成されないことが手続的に明確になった場合である。従って、本件別除権協定の解除特約において明確にその規律対象として想定されている時期は、少なくとも裁判所の手続関与がなお継続している時期であり、そこでの再生手続の失敗を前提にしているといえる。

これに対して、本件で具体的に解除事由の可否が発生した時期はこれらには該当しない。本件の別除権協定の解除が問題とされたのは、再生手続の終結決定確定後の局面においてであった。そこで、まず問題となるのはこの時点における民事再生法の規律原理の内容・立法政策判断である。

(2) 民事再生法によれば、民事再生手続における裁判所の当該事件の直接の関与・管理は、再生計画認可決定の確定によって当然に終了するわけではない。このような民事再生法の規律原理は、その前身であった和議手続に対する強い不満・不信を前提にし、それを回避する目的で設けられたものであった。和議手続では、和議認可決定により手続は終了し、その後の和議条件の履行について裁判所は一切関与せず、それは専ら和議債務

者の履行努力に任されていた。その結果、多くの事件でその履行は確保されず、この点が和議手続に対する最大の不満であり、この法制の問題点であった（河野正憲「和議手続きの立法的課題」ジュリスト 1111号 74頁、78頁）。このような和議手続に対しての根強い不信と不満を払拭し、倒産手続の機能強化とその利用の促進を確保するためには、和議法を承けて立法された民事再生手続の立法の成否を決定する要の一つとして手続終了後の再生計画の履行を確保することが企図された（手続終了後の履行確保の方策については、深山卓也他『前掲書』246頁）。

このような観点から、民事再生法は裁判所の関与の時期の終結についても極めて周到に意を用いた。まず、再生手続の終結時期については、原則として民事再生法は基本的に再生計画認可の決定が確定したときとする。したがって再生手続終結の決定をしなければならないのが原則である（民再 188条 1項）。しかし、これは自然人の再生事件等比較的小規模な事件についてであり、会社等を対象とする監督員が付された事件では、再生計画が遂行されたとき又は計画認可決定が確定した後3年を経過したときまで裁判所の関与が続き、その時点で債務者又は監督員の申立て又は職権で再生手続終結の決定をすることになっている。また管財人が選任されている事件では、再生計画が遂行されたとき、又は再生計画が遂行されることが確実であると認めるに至った時に、再生債務者もしくは管財人又は職権で再生手続の終結決定をしなければならないものとしている（民再 188条 3項）。他方で、再生計画の認可決定が確定した後であっても再生計画が履行される見込みがないことが明らかとなったときは、裁判所は、再生債務者等若しくは監督員の申立により又は職権で再生計画廃止の結締をしなければならないものとしている（民再 194条）。

以上は、再生事件に関する裁判所の直接の関与による再生計画の履行の確保のために民事再生法が定める規律であるが、これとは別に、裁判所の直接の管理が終了した後であっても、再生計画の履行完了前に再生債務者に新たに破産手続開始又は新たな再生手続開始の決定があった時は、当然に「再生計画によって変更された再生債権は原状に復する」ものとしている（民再 190条 1項）。

(3) 以上は直接には再生手続及び再生計画に関する規律である。これに対して本件で対象となっている別除権協定自体は再生計画の規律対象で

はない。それは手続外で債務者と担保権者が締結した合意であり、また別除権により担保された再生債権もまた再生計画による権利変動には服さない（民再177条2項。この点につき、河野正憲「再生計画の保証・担保に与える影響」銀行法務21・578号5頁、8頁）。したがって、この別除権についてなされた合意、そしてその解除に関する事由についても、再生手続外の事柄であり、当然に再生計画の効力や裁判所の再生手続への関与の成り行きと連動し一致すべきかは問題となりうる。別除権協定中で定められた不足額部分についてはともかく、担保権でカバーされた部分はむしろ再生計画とは別に、手続外で合意された事項であるから、手続規律とは別に、専ら当事者間で締結された契約条項によって独自にその可否が決定されるべきだとすることも論理的にはあり得よう。しかし、この別除権協定は、民事再生法が担保権についてこれを別除権として位置づけたことに伴って発生する隘路を打開する方策として発展したものであり、それは再生手続の目的である債務者の再生に不可欠の部分である。別除権協定が契約であるという一事でこれを手続規律の基本原則から全く独立した形で扱うことは、この契約の存在理由自体と齟齬する。むしろ別除権協定は、民事再生手続、特に再生計画と整合的に解釈することが求められる。

このように見れば、本件解除特約において規律が明示されていない「再生手続の終結決定確定後の局面」における別除権協定の取り扱いについても、これらの再生計画の履行確保に関する民事再生法の規定と同じ方向の、これと整合した取り扱いをすることこそが補充的解釈の帰結だといえる。

(4) 再生手続終結決定が確定した後に、債務者がその債務の履行を怠った場合、再生計画で定められた再生債権については、確定した再生計画による債権者表の記載は債務名義としての効力を有するから（民再180条2項）、債権者はその債権を強制執行によって個別に強制的な行使をすることができる。その限りで、再生計画の効力を受ける再生債権者の権利行使の実効性は再生計画不履行の場合にも確保されているといえる。

これに対して、別除権協定によって定められた担保権者の権利実行は、このような方法では確保されていない。この場合には、この債権の行使は確保されておらず、債務者が履行を拒絶する限り、結局この別除権協定を解除し担保権を実行することによってその債権を回収するしかない。この手続終了後の担保権実行を承認する場合、再生計画で予定された債務者再

生に不可避の物件は売却されるにいたる。これにより再生目的自体の実現が不可能となるか否かは、もはや終結した再生計画の遂行とは別の新たな問題である。それが結局不可能に至るのであれば、新たな破産手続の開始又は再生手続の開始が問題となることになる。

5. 本件は、再生手続終結後、再生債務者会社の業績が悪化し、その取締役から破産手続の開始申立てがなされて手続が開始した事案であった。この場合には債務者は、もはや担保権者に対して有する債務を協定に定められた形で完済することは不可能である。また、担保目的物についても担保権実行を阻止すべき事由ももはや存在しない。このような場合にまで専ら債務者の再生目的を達成するために締結された別除権協定の効力を維持する必然性は存在しない。別除権協定が、再生目的達成のために創造された特殊な契約であるとすれば、その効力は契約締結の目的の限度で維持すれば十分である。別除権協定で定められた事項の解釈は、その目的に沿って、再生手続における担保権の位置づけ一般との関係でなされるべきであり、個々の契約において必ずしも十全な契約条項が定められていない場合については、民事再生法の趣旨に適合した契約の補充的解釈をすべきである。本件最高裁はこのような観点から、契約条項の補充を行ったとみることができる。民事再生手続の立法で十分な措置がなされなかった点を、契約によって補足した実務を支持し今後の扱いの方向を示した点で、その方法及び内容について重要な意義を持つ判例だといえる。

〔付記〕 本判決については、2014年10月10日に福岡県弁護士会館で開催された全国ネット福岡倒産法研究会において伊藤巧示弁護士及び安東哲弁護士による詳細な報告とその後の活発な討論に接することができた。本研究は、この研究会で筆者が行ったコメントを敷衍・発展させたものである。

